

堺市役所本庁舎産業廃棄物収集運搬業務（単価契約）仕様書

1. 業務名

堺市役所本庁舎産業廃棄物収集運搬業務（単価契約）

2. 履行場所（排出場所）

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本庁舎

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

（1）収集運搬業務

- ①市役所からの排出物の収集運搬作業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）上の基準に適合していること。
- ②各階の廃棄物の集積場所は、下記のとおり行うこと。
 - ・本館B2階及び高層館B3階ゴミ処理室に設置の産業廃棄物を保管するコンテナから、収集を行うこと。また、収集運搬にあたっては、受注者が用意するコンテナを使用することを可とする。なお、本市が指示をした場合は、本庁舎内で別途指定する場所からも産業廃棄物の収集を行うこと。
 - ・廃棄物集積場所へ車両を隣接する場合は、高さ2.1m以下を通行できる車両に限る。（本館B2階及び高層館B3階の車両入口の高さ2.1m）
高さ2.1m以上の車両を使用する場合は、本市が指定する場所（地上）に駐車し、集積所から車両までエレベータ等を使用し運搬すること。
- ③収集中は市役所敷地内の集積場所、その付近及び収集運搬経路の床面掃き清掃を行い、清潔の保持及び整理整頓に努めること。
- ④収集した排出物を途中で保管、または積替えないこと。
- ⑤運搬中は収集したごみが飛散しないよう荷台をシートで覆う等の措置を講じること。
- ⑥本業務の受注者は、作業従事者に対して、常に細心の注意と誠意を持って作業するように指導すること。また、他の場所から排出された廃棄物と併せて処理施設に搬入することは厳禁とする。
- ⑦処理に従事する職員であることを明確にするための清潔な服装と、本人を確認する名札を着用させること。
- ⑧処理に従事する職員が安全に作業を行えるよう環境を整備するとともに、健康管理に十分留意すること。

⑨市職員や来庁者に対する言葉や態度には十分注意し、業務履行には誠意をもってあたること。

⑩排出物の搬出日及び時間については、別紙1のとおりとする。

(2) 搬入

収集した産業廃棄物は、別紙2に掲げる搬入先（産業廃棄物の処分業務を行う所在地）に搬入すること。

(3) 排出予定数量等

- ・搬入予定物は主に事務室から排出される廃棄物で、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、ゴムくず、スプレー缶、ペットボトル、缶、びんであり、有害廃棄物は含まず形状のまま排出する。

- ・排出予定数量

廃プラ混載 200 m³

ただし、あくまでも予定量であり変動することがある。

- ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化に関する事項：なし
- ・他の産業廃棄物との混合により生ずる支障に関する事項：なし
- ・日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項：なし
- ・石綿含有産業廃棄物：なし
- ・その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項：なし
- ・輸入廃棄物：なし
- ・委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、発注者は受注者に対し速やかに口頭、電子メールもしくは書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

(4) 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- ・産業廃棄物の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- ・前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速や

かに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。

- ・受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開確認番号を発注者へ提示すること。
- ・受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

5. 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりである。受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出すること。

〈産業廃棄物収集運搬業〉
許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業区分：
産業廃棄物の種類：
許可の条件：
許可番号：

6. 事前打ち合わせ、提出書類について

- ①受注者は、運搬作業の方法、順序等について、本市と十分打合せを行った後、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- ②「産業廃棄物収集運搬業許可証」の写しを提出すること。
許可には、本市区域内での許可及び以下の産業廃棄物の許可を含むこと。
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、ゴムくず

7. 料金の請求・支払い等

- (1) 料金の請求は、毎月業務完了後に行うものとする。

請求額については、当該月に収集運搬を行った産業廃棄物の体積(単位は m^3 とする。また、小数点第2位以下は切捨てとする。)に契約単価を乗じた金額(ただし、円未満に端数が生じた場合には、小数点以下を切捨てた金額)とする。本市は請求書受理後30日以内に支払うものとする。

なお、業務完了の確認は業務終了報告書又はマニフェストのいずれかで行う。

- (2) 前項により契約した金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (3) 収集した廃棄物の量の確定については、産業廃棄物保管場所にて発注者及び受注者双方の担当者が行う。

8. 暴力団等の排除について

(1). 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ①受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方(以下「再委託先等」という。)としてはならない。
- ②これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2). 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3). 誓約書の提出について

- ①受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ②受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ③受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4). 不当介入に対する措置

- ①受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- ②受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告

及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

9. その他

- (1) 作業時の安全管理には万全の注意を払うこと。
- (2) 発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。
 - ①受注者の義務違反により発注者が解除した場合
受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ②発注者の義務違反により受注者が解除した場合
受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受注者で協議して定めるものとする。

(別紙1)

排出物の搬出日、時間について

- 1 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの排出物の搬出日は下記の表のとおりとする。
原則は、週1回(水曜日)とするが、年度末・祝祭日等の関係から、搬出日を増やす場合、または振り替える場合がある。
- 2 各日の作業時間については、原則午前9時から午後4時までの間とする。
- 3 搬出日については受注者と電話連絡等により、変更する場合がある。

4月	1日(水), 8日(水), 15日(水), 22日(水), 30日(木)
5月	7日(木), 13日(水), 20日(水), 27日(水)
6月	3日(水), 10日(水), 17日(水), 24日(水)
7月	1日(水), 8日(水), 15日(水), 22日(水), 29日(水)
8月	5日(水), 12日(水), 19日(水), 26日(水)
9月	2日(水), 9日(水), 16日(水), 24日(木), 30日(水)
10月	7日(水), 14日(水), 21日(水), 28日(水)
11月	4日(水), 11日(水), 18日(水), 25日(水)
12月	2日(水), 9日(水), 16日(水), 23日(水)
1月	6日(水), 13日(水), 20日(水), 27日(水)
2月	3日(水), 10日(水), 17日(水), 24日(水)
3月	3日(水), 10日(水), 17日(水), 24日(水), 31日(水)

(別紙2)

搬入先処分場

○産業廃棄物の搬入先

事業者 ジャパンクリーンシステム株式会社

住 所 堺市南区高尾3丁3270

電 話 072-272-5533

搬入時間 9:00~16:00